

株主総会資料の電子提供制度について

◆株主総会資料(※)の電子提供制度は、株主総会資料についてインターネットを用いて提供する制度で、会社法改正により上場会社は、2023年3月以降の株主総会から制度の導入が義務付けられています。(※)株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

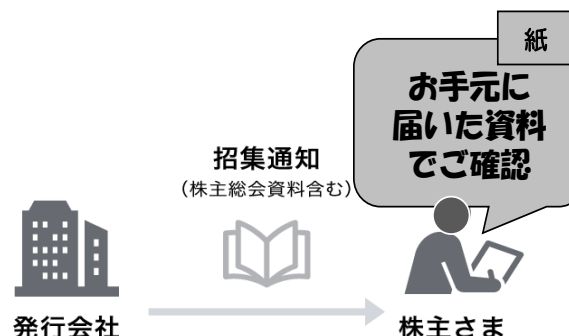
株主総会資料のご確認方法について

◆株主の皆さまへは、株主総会資料を掲載しているウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集通知(通知書面)をお送りしますので、ウェブサイトへアクセスすることで、株主総会資料の全文をご確認いただけます。

従来、株主総会資料の全てまたは一部を郵送。

現在の招集通知

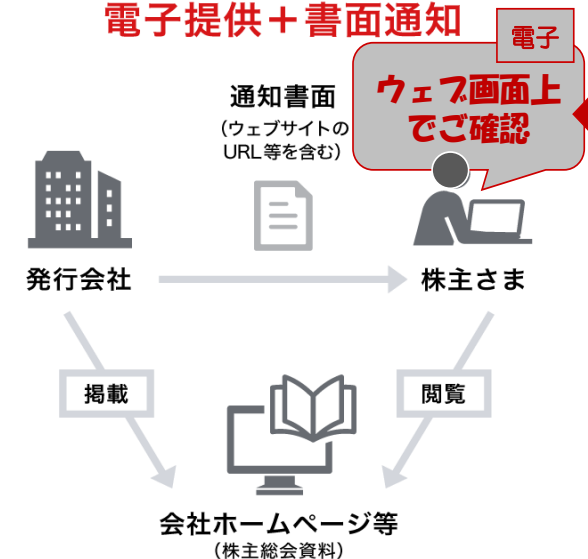
原則として書面送付



原則として、総会日時・場所・議案内容・株主総会資料の掲載されているURL等を記載した通知書面を郵送。

電子提供制度

電子提供＋書面通知



ここが変わりまふー！

株主総会資料を書面で受領するための手続き(書面交付請求)について

◆インターネットのご利用が困難であるなどの事情があり、株主総会資料を書面で受領することをご希望される株主さまは、次回株主総会の議決権の基準日(定時株主総会の場合は毎年3月31日)までに、所定のお手続き(書面交付請求)を完了することにより、書面でお受け取りいただくことが可能です。

◆書面交付請求については、以下の三菱UFJ信託銀行、またはお取引の証券会社へお申し出ください。なお、書面交付請求には費用がかかる場合があります。

電子提供制度専用ダイヤル

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

☎ 0120-696-505

受付時間：土・日・祝日等を除く 平日9:00～17:00

※ 間違い電話が多くなっております。番号をお確かめのうえ、ご連絡をお願いいたします。